

第35回 定例総会議事録

1. 日 時	令和6年2月9日（金）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝来野 清      2番 阿部 清      3番 大野 功二 4番 平山 孝行      5番 得丸 芳昭      6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行      8番 加藤 隆生      9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作      11番 脇 文夫      12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子      14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
0名	なし
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第35回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第35回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に4番平山委員さん、11番脇委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請です。1番について植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番脇委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から北西へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてヤマイモを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機を各2台、コンバイン、ハロー、乾燥機、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約54aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から北東へ約2.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は耕う</p>

<p>議長</p>	<p>ん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約27a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番長尾委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、判田中学校から西へ約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の草が冬枯れしていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約53a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番大野委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

<p>議長</p>	<p>告です。申請地は、丹生小学校から西へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、隣接する空き家に転居する予定であり、申請地においてトマト、ナスを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番大野委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から東へ約1.8kmの距離に位置した市街化区域内の農地であり、現地は麦が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地において水稻、麦を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、刈払機、動力噴霧器を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分と合わせて約5.1haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ4ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約280mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてキュウリ、トマト、ピーマン、ゴーヤ、オクラを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校から南へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてハクサイを栽培予定です。農機具はトラクターを1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10aとなります。譲受人は89歳と高齢ですが、56歳の息子さんと同居して一緒に耕作する予定です。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ、5ページ 農地法第4条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番協委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、医療機関経営や障害福祉事業を営む医療法人が社会福祉施設として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番協委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、医療機関経営や障害福祉事業を営む医療法人が社会福祉施設として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>11番協委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、医療機関経営や障害福祉事業を営む医療法人が診療所の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ7ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>14番中園委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関小学校から南へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請</p>

議長	<p>は、簡易郵便局として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ8ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約2.1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。譲渡人と譲受人は親子です。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>



議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、9ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約1km から1.8kmの範囲に点在した農地であり、現地の3筆は保全管理、その他は耕起されました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地の3筆では牧草、その他は水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、モア、軽トラックを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約2.3ha となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ10ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、高田小学校から南西へ約700m の距離に位置した農地であり、現地はタカナが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地においてカボチャ、タカナを栽培予定です。農機具はトラクター、定植機、草刈</p>

	<p>機、動力噴霧器を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は、3条同時申請分と合わせて約5.1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の11ページは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>11ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。それぞれ利用権を設定する所有者ごとに、現在の権利内容と変更がございませぬ。まず一番上の2筆は、現在賃借権3年間で設定されていますが、今回20年間に延長しての再設定となります。次の4筆は、現在賃借権3年間で設定されていますが、今回1年間で再設定となります。その下2筆は、現在賃借権3年間で設定されていますが、今回20年間に延長しての再設定となります。最後の筆の所有者につきましては、現在使用賃借権3年間で設定されていますが、今回10年間に延長しての再設定となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、12ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約2kmから2.2kmの範囲に点在した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約3.1haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ13ページ 2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約2.5kmから2.8kmの範囲に点在した農地であり、現地の2筆は麦が栽培されており、その他は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを各1台所有しています。なお、</p>

議長	<p>利用権設定後の経営面積は約1.7ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約2.8km の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機一式を3台、トラクター、田植機、コンバイン、ユンボ、軽トラック、ウイングモア―を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約3ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ14ページ 4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約2.5kmから2.8km の範</p>

<p>議長</p>	<p>圃に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は田植機、トラクター、コンバイン、軽トラック、草刈機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ5番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>6番齊藤委員</p>	<p>利用権の設定を受けていた人がご病気で耕作ができないということで、双方の合意契約を済ませた上での案件でございます。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原小学校から北東へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1.7ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ15ページ 6番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を6台、トラクターを4台、コンバイン、田植機、軽トラックを各2台、1tトラックを1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約6.9ha となります。利用権の設定を受ける方は、前回の農業委員会だよりの表紙に載った方でございます。非常に前向きに取り組んでいる方です。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ7番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから北東へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地はスモモ、カキ、柑橘類が栽培されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてスモモ、カキ、柑橘類を栽培予定です。農機具は軽トラックを1台所有しており、ハンマーナイフモア、動力噴霧器を各1台借用予定です。なお、利用権設定後の経営面積は約24a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意</p>

	見でした。
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ16ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南東へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、コンバイン、軽トラックを各2台、トラクター、田植機、糶摺機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1.6ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ17ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
議長	<p>私から報告させていただきます。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅から南東へ約300mから600m の範囲に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受</p>

	<p>人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、動力噴霧器を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約73a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の18ページは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容、賃借料ともに現状と同様の再設定です。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、19ページ 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行い</p>



事務局

ます。報告は事務局からお願いします。

19ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福宗地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約16.5ha となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、鬼崎地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約18.1ha となります。

20ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下竹中地区、上冬田地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、契約成立後の経営面積は約1.5ha となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地は腰丈程度の雑草が生えていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチジク、ギンナン、カキを栽培しており、契約成立後の経営面積は約4.3ha となります。

21ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチゴを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1.1ha とな

ります。20ページの2番と21ページの3番は、土地の所有者の方と権利を受ける方が同じ方となります。こちらは中戸次で基盤整備をした農地で、基盤整備をした関係で、耕作権についてはすべて中間管理機構を通じて設定をするという目標になっております。そのため、本人が中間管理機構を通じて本人に権利を与えるということになります。権利は賃借権ではなく、使用貸借権という設定になります。

22ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東上野地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にオオバを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約95a となります。

23ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、曲地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に現在、吉野でピーマンを栽培している方です。今回、曲では初めて農地を耕作するという事です。申請地ではカボス、レモンを栽培予定です。契約成立後の経営面積は約1.2ha となります。

ここからは再設定の案件です。24ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容、賃借料は現状と同様の再設定です。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらは1番の地番の1筆のうち、残る面積を配分するという内容です。権利内容、賃借料は現状と同様の再設定です。

最後に配分権の案件です。25ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下原地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先の変更です。配分先は主に水稻を栽培しており、契約成立後の経営面積は約

議長	<p>3.8ha となります。</p> <p>それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、26ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>26ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1993年頃から農業用倉庫と山車を入れる倉庫として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から南東へ約4.2kmの距離に位置した農地であり、現地は農業用倉庫、倉庫として利用していました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1969年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大在中学校から南西へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されており、そのうち2筆は面積が矮小であることから、農地として復元しても利用できないと見込まれました。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p>

<p>議長</p>	<p>申請内容は1993年頃から一部は駐車場として利用され、残りの部分は耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から北東へ約2.8kmの距離に位置した農地であり、一部は駐車場として利用されている他は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、27ページからの 第6号議案 報告事項について、事務局から報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>27ページ、28ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で6件出ています。</p> <p>29ページ、30ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で7件出ています。</p> <p>31ページから33ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で27件出ています。</p> <p>34ページです。同じく農地法第5条第1項第6号の届出ですが、こちらは</p>

	<p>一時転用です。一件は現場事務所を設置する、もう一件は資材の仮置き場とするということで、利用後は農地に復元をするという内容の市街化区域内農地において権利移動を伴う一時転用の届出が、合計で2件出ています。</p> <p>35ページ、36ページです。農地法第18条第6項の通知で、利用権の権利設定において双方合意での解約の通知が、合計で2件出ています。35ページの案件につきましては、先ほど齊藤副会長からご説明があったとおり、14ページ 5番の案件で新しく利用権を設定されているという筆でございます。</p> <p>最後は、37ページです。農地の条件付権利の仮登記の設定ということで、法務局から通知がきております。小野鶴の4筆で仮登記が設定されたということですが、仮登記の年月日が昭和63年と以前のものになっております。今回、仮登記の権利者が今まで仮登記を設定していた方から新しく仮登記の権利を受け継いだ、仮登記を移転されたということで改めて通知があったものでございます。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p>
	<p>その他にありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、これで第35回定例総会を閉会します。</p>